

町会連だより

■編集・発行
福島市町内会連合会

■事務局
福島市地域共創課
電話 024(525)3731

「地域のつながりと、豊かな自然環境を活かしたまち」を目指して

地区連合会活動紹介⑩ 【大笹生地区町内会連合会】

私たちの地区を
紹介します！

大 笹 生 地 区 に つ い て

大笹生地区は、市域の北西部に位置し、人口は約1,640名。地区内はフルーツライン（主要地方道上名倉・飯坂・伊達線）周辺を中心に、田園や果樹園が広がっています。また、地区内には十六沼公園や道の駅ふくしまなどの大規模な施設があります。

大 笹 生 地 区 町 内 会 連 合 会 に つ い て

大笹生地区町内会連合会は、地区内の19町内会、約640世帯で構成されています。町内会同士の連絡や調整を行いながら、各町内会の活動が円滑に進むよう支援するとともに、地区内の各種団体に加え、笹谷地区町内会連合会とも協力し、さまざまな事業に取り組んでいます。ここでは、主な活動をご紹介します。

防 災 活 動

地域防災体制の強化を目的に、大笹生・笹谷地区が合同で信陵地域防災訓練を実施しています。今年度は10月に地震を想定した防災訓練を、信陵支所・学習センターを会場として行い、地域住民による避難訓練のほか、防災講話も実施しました。訓練を通じて、災害発生時の行動や日頃の備えの大切さを改めて確認する機会となりました。また、今年度は、大笹生地区町内会連合会と地区内の各団体が協力し、危険箇所や避難場所、消火栓などをまとめた「防災マップ」の作成にも取り組みました。今後も、地区の安全・安心につながる活動を進めていきます。



信陵地区防災訓練の様子

廃棄物の不法投棄防止に向けた活動

地区内の環境美化と不法投棄防止を目的に、不法投棄禁止看板の補強や周辺の草刈り、清掃活動を行っています。こうした取り組みを継続してきたことで、地区内の不法投棄は徐々に減少するなど、活動の成果が見られています。



環境美化活動の様子

鬼越山を花いっぱい

十六沼運動公園に隣接した鬼越山を、地域力で花あふれる山にしようと、平成29年度からアジサイなどの植栽活動を続けています。令和6年度には視察研修として、町内会連合会をはじめとする地区内の各団体と合同で、喜多方市の日中線跡地にある「しだれ桜散歩道」を訪問しました。現地での植樹に取り組む皆さんからお話を伺い、鬼越山での植栽活動や今後の地域づくりの参考としました。



視察研修の様子

令和7年度(後半期)の主な活動内容

1 町内会活動の活性化に向けて - 先進都市視察研修 -

令和7年11月19、20日の2日間、各地区連合会長など20名参加のもと、先進都市視察研修を開催しました。

今年度は、町内会活動の活性化について学ぶため、茨城県取手市にある戸頭（とがしら）町会を視察しました。同町会は、高齢化による退会者の増加、若年層の入会減少などの問題に直面し、令和4年度から「本部役員80歳定年制」という新たな体制をスタート。この制度は、単なる年齢での区切りではなく、役員世代の交代を促すことで、高齢層に偏っていた運営を見直し、現役世代や若者にとっても魅力ある組織を目指すことを目的としています。



研修時の様子

今回の研修を通じて強く再認識したのは、新しい取り組みを形骸化させず、継続・発展させていくためには、一部の役員だけでなく、地域住民全体がいかに現状の課題を自分事として共有できるかが重要であるという点です。また、町内会や地域の未来を守るためには、何よりも子どもたちが将来「この地元に帰ってきたい」「ここずっと過ごしたい」と感じてくれることが欠かせません。戸頭町会が、子どもたちの心に「ふるさとの思い出」を残すために何ができるかを常に問い続け、深い地域愛を持って活動されている姿には非常に感銘を受けました。この貴重な学びを糧に、今後も地域の課題解決と組織の活性化を目指し、先進事例の調査・研究に一層励んでまいります。



戸頭町会集会所での集合写真

戸頭町会の主な取り組み

様々な方法で町内会をアピール！ ～若い世代へのアプローチ～

- ① 情報発信方法の多角化
若い世代に町内会情報を発信するため、これまでの会報（紙面）に加え、ホームページを活用。構成は、伝えたい内容と掲載意図を明確にした。また、高齢層にも見てもらえるよう、見出し項目を太字にするなどの工夫を凝らした。

【主な構成と伝えたい内容・掲載意図】

- お知らせ
行事開催、町会記録
→回覧等紙配布に対して情報提供の迅速化
- 町会活動
運営委員会、本部役員会報告
→決議事項を掲載、執行に対する透明性を周知
- 各種届出、規約等
指針、要領書
→個人情報の管理、透明性を周知、届出の迅速化

② 非会員への会報の配布

町会の存在・活用内容を周知するため、会報の新年号には町会方針記事を掲載し、非会員も含めた全戸配布とした。より多くの住民の目に留まるよう、新年号はカラー刷りとしたところ、「インパクトがあった」との意見があり、一定の効果が認められた。

若いうちに町内会を知ってもらうために！ ～中学生とイベントの企画・運営～

区域内の中学校と協力し、生徒会が子ども向けのイベントに企画から参加。生徒からは「これまで町内会を知る機会がなく、活動にも参加できなかった。イベントを通じて、子どもたちと過ごせて楽しかった。」との意見があり、楽しみながら町内会活動を伝えることができた。

ちょっとした困りごとを一緒に解決！ ～「お助け隊」制度の導入～

高齢層から「庭木の剪定ができない」「電球の交換ができない」など、支援を求める声が多くなってきたことから、ちょっとしたことで困っている会員を支援するため「お助け隊」制度を導入。年間60件前後の支援を行っており、困りごとの解消のほか、地域との繋がりをつくることができた。現在、支援者も高齢層が多いことから、負担軽減などの対策を検討し、より良い制度を目指している。

Point!

試行期間中は無償で活動を行っていたが、依頼者からお礼をたくさん頂くことが…
お互いに気を使わないよう、少額ではあるものの有償でのボランティアとすることにした。

2 各地区の課題解決に向けて - 市政研修会 -

令和7年11月25日(火)福島市市民センターにおいて、各地区連合会長等24名参加のもと、市政研修会を開催いたしました。

今年度の研修内容は、役員会において町内会が抱える課題について情報共有し、市の重点施策をメインに協議を行い、「福島市総合治水計画」及び「田んぼダム」と「義務教育学校」の2項目としました。

「福島市総合治水計画」及び「田んぼダム」の講義では、水害による浸水被害の軽減と発災時における生命の安全確保を目標とする、雨水を安全に「流す」、雨水の流れを「遅らせる」、誰もが命を守るように「準備・回避する」という3つの対策について説明を受けました。また、田んぼダムは、水田が持つ雨水貯留機能を活用した「遅らせる」対策の1つで、稲の育成に大きな影響を与えず実施できるメリットがあり、本市では取り組み地区を拡大しています。

「義務教育学校」の講義は、本市として初めて松川地区に義務教育学校が開校したことから、教育課程や地域との関わり方について説明を受けました。

小・中学校の接続が円滑に行われることにより、学校の教育課程を多角的・弾力的に行うことができ、柔軟な学校運営が可能となることを学びました。

今回の研修を通して、地域、そして町内会としてどのようなことに取り組んでいけるかを考える有意義な時間となりました。今後も、様々な研修等を開催し住民自治組織、そして地域の課題解決に繋がるよう、会員の資質向上に努めてまいります。



研修会の様子

町内会活動ハンドブック2026が完成しました!

本連合会では、町内会運営の基本的な事項や活動のための参考資料を掲載した、町内会運営の手引書「町内会活動ハンドブック」を2年に1度作成しています。

今年度はその作成年度にあたり、令和6年に発行したハンドブックの内容を見直し、後日、各町内会へ配布いたします。多岐にわたる町内会活動を円滑に進めるためのマニュアルとして、ご活用ください。

なお、各町内会には4月以降に各支所等経由で配布いたします。



町内会活動ハンドブック

ハンドブックは配布部数に限りがございますが、福島市のホームページから閲覧及びデータの取得が可能です。



【掲載ページ】

- 福島市ホームページ
- 「まちづくり・環境」
- 「市民活動・地域コミュニティ」
- 「町内会」
- 「町内会とは」

※こちらのQRコードから掲載ページへアクセスできます。

ハンドブックの主な内容

- 町内会活動の進め方
 - 1 町内会長の役割
 - 2 町内会の組織
 - 3 町内会の運営
 - 4 町内会の活動
 - 5 安全と安心の町内会活動
 - 6 町内会が活用できる制度
 - 7 町内会と連合組織の活動
- 町内会と目的別の地域団体
 - 1 社会福祉協議会地区協議会
 - 2 地区青少年健全育成推進会
 - 3 地区スポーツ・体育協会
 - 4 福島市交通対策協議会支部
 - 5 衛生団体
 - 6 緑化木害虫防除協議会
 - 7 地域包括支援センター
 - 8 そのほかの目的別地域団体
- 共創のまちづくりを目指して
 - 1 共創のまちづくり
 - 2 自治振興協議会の活動
 - 3 市の広報と広聴活動
 - 4 市民憲章と実践活動
- 資料
 - 1 町内会の会則(例)
 - 2 総会資料(例)
 - 3 個人情報取扱方法(例)
 - 4 認可地縁団体登録の手続き
 - 5 町内会活動関連の各種窓口

令和8年度

～ より安心して町内会活動が行えるように～

町内会活動総合補償制度が変わります！

本連合会では、町内会の皆さんが年間を通じてより活発に、そして安心して町内会活動に参加できるよう、町内会が行う活動中におけるケガや他者（物）に対する損害に備え、「町内会活動総合補償制度」への加入を推奨しております。

昨年度は、町内会の活動状況に合わせて補償内容を選ぶ選択型としましたが、補償内容の見直しを行い、下表のとおりより充実した補償内容に変更いたしました。

令和8年度の加入申込みは、4月中旬から各地区連合会事務局（市役所各支所・出張所、地域共創課）で受付を開始しますので、加入を希望される町内会は忘れずにお申込みをお願いします。

金額（1世帯あたり）		50円
賠償責任（支払限度額：対人・対物共通／1事故）		1億円
傷 害	死亡保険金（事故の日から180日以内）	500万円
	後遺障害保険金（事故の日から180日以内）	500万円限度
	入院保険金（事故の日から180日以内）	日額：5,000円
	通院保険金（事故の日から180日以内90日限度）	日額：3,000円
その他		・手術補償あり ※1
活 動 内 容 イ メ ー ジ	行事（当日）	○
	文書配布	○
	草刈り機等の動力付き機器の使用を伴う行事	○
	飯坂けんか祭り ※2	○
	行事当日以外の町内会が主催する準備・片付け	○
	行事当日以外に行う町内会が主催する行事に伴う練習	○
	宿泊行事	×
その他		・特定疾病対象 ※3 ・全参加者対象 ※4



※1 入院した際に手術も受けた場合、その手術の種類に応じて入院保険金とは別枠で支払い。

※2 「危険な行事」として、これまでプランによって補償の対象外となっていた。

令和8年度からは、町内会として参加するすべての祭りが補償の対象。

※3 ケガのほか、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症も対象。

※4 町内会行事に参加するすべての町内会関係者（親族や町内会が依頼した講師など）が対象。

（これまで町内会会員以外の補償については、「市内に在住の親族」までが対象。）

令和7年度 事故発生状況（2月末現在）

区分	環境美化	スポーツ	文書配布	お祭り	その他	合計
件数	(傷害) 7 (賠償) 1	5	0	4	3	20

■ 主な事故内容

【環境美化】・ハチに刺された。 ・伐採した枝が頭部に当たり負傷した。 ・脚立から落下し足を負傷した。

・刈払い機による飛石により、乗用車の窓ガラスを破損させた。（賠償責任）

【スポーツ】・地区ソフトバレー大会で転倒し手を負傷した。 ・地区軟式野球大会でボールが直撃し顔面を負傷した。

【お祭り】・例大祭中に転倒し足を負傷した。 ・夏祭りの準備中、山車から落下し足を負傷した。

・夏祭りの片付け中、備品に足を挟み負傷した。

【その他】・役員会の撤収作業中に転倒し足を負傷した。